

小児慢性特定疾病におけるヒト成長ホルモン治療を行う場合の疾病の状態の程度に関する要件撤廃についての周知・適正使用のお願い

2024年3月28日

日本小児内分泌学会理事長 長谷川奉延

小慢対応委員長 井原健二

下垂体・成長障害委員長 水野晴夫

会員各位殿

昨年末、社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会 小児慢性特定疾病検討委員会において、今般の医学の進歩に伴うヒト成長ホルモン製剤の適応範囲の拡大などに鑑み、ヒト成長ホルモン治療を行う場合の疾病の状態の程度に関する要件の撤廃が提案されました。その後、パブリックコメント聴取を経て、社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会における審議の後、2024年4月1日から適用される見込みです。これにより、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病の状態の程度において独自に定められている、ヒト成長ホルモン治療の開始基準、継続基準、終了基準がすべて撤廃されるため、薬剤添付文書の治療基準を遵守した小児慢性特定疾病に対するヒト成長ホルモン治療であれば医療費助成の対象となります。

なお、この変更は小児慢性特定疾病対策における医療費助成制度のヒト成長ホルモン治療に係る認定に関する規定の一部改訂であり、ヒト成長ホルモン製剤を使用した保険診療の治療基準の拡大を意味するものではありません。また、現在ヒト成長ホルモン治療が保険診療で認められている小児慢性特定疾病の対象疾病の新規疾病追加は改訂に含まれておりませんので、ご注意ください。

薬剤添付文書の治療基準を確認するにあたっては、当面の間、下記HPを参考にしてください。(<https://www.shouman.jp/assist/hormone/>)

ヒト成長ホルモン製剤の薬剤添付文書を改めて確認し、適正使用に努めてくださいますようお願いいたします。なお不明な点については日本小児内分泌学会事務局までお問い合わせください。